会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第3回みよし空家等対策計画策定委員会
開 催 日 時	令和4(2022)年11月8日(火曜日) 午前10時00分から午前11時10分まで
開催場所	みよし市役所3階 研修室
出 席 者	(委員) 松山 明、上山 仁恵、中村 博太郎、夛田 裕子、増岡 好道、 萩原 幸二、冨田 力、谷田 修 (事務局) 久野都市建設部長、舟橋都市建設部次長、近藤都市計画課長、 岡本副主幹、小野副主幹、安藤主事
次回開催予定日	令和5(2023)年2月下旬
問合せ先	都市建設部都市計画課 担当者名 小野電 話 0561-32-8021 ファクシミリ 0561-34-4429 メール toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下欄に掲載するもの	・議事録全文 要約した理由 ・議事録要旨
審 議 経 過	〈次第〉 1 あいさつ 2 議題 (1)第2回委員会意見の対応 (2)パブリックコメント案について

会議録 開会 事務局

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 会議開催に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の皆様 には、マスク着用とアルコール消毒をお願いさせていただきました。また、換 気のため、会議中は窓を常時開放し、会議につきましても可能な限り短縮して 進行させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第3回みよし市空家等対策計画策定委員会を始めさせていただき ます。

はじめに、座長の松山委員よりごあいさつをお願いいたします。

松山委員

みよし市空家等対策計画策定委員会の委員の皆様のご協力を得て順調に策定 準備が進んできております。今回の会議でパブリックコメント案を確定させて 来年早々に実施し、最終的に計画策定していきたいと思いますので、本日も活 発なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは議題に移りたいと思いますが、ここから の進行は座長にお願いいたします。

松山委員

それでは、議題(1)「第2回委員会意見の対応」について、事務局から説明 をお願いします。

事務局

それでは、議題(1)「第2回委員会意見の対応」について説明いたします。 資料は右上に資料1と書かれたA4片面印刷1枚になります。

資料の表の左側に、9月30日に開催した第2回委員会で委員の皆様からい ただいた意見を、右側にその対応について掲載しています。

1点目の、第1回委員会意見の対応として示した転入転出状況のデータは社 会増減のみを反映しているか。また、国勢調査のどのデータを使用しているの かという意見につきましては、データは、国の内閣官房が提供しているRESAS地 域経済分析システムの社会増減データを使用したもので、この社会増減データ は国勢調査と厚生労働省の都道府県別生命表に基づいてまち・ひと・しごと創 生本部が作成したものです。従いまして、前回委員会の資料で国勢調査のデー タと表していたのは誤りになりますが、データ自体は社会増減のみを反映した ものになります。

2点目以降は計画素案に対しての意見となります。今回の会議資料では資料 3が計画案になりますので、説明と合わせて意見のあった該当ページについて 資料3でご確認ください。意見2点目の、10ページの所有者アンケートの対 象者から所有者・管理者を特定できなかった物件は除くとあるが、どれくらい の件数があるのかにつきましては、確認したところ1件でした。所有者が亡く なっていましたが、対象物件が課税されていないため相続代表人の届出がなく、 令和2年度に実施したアンケート調査では、戸籍等による所有者の追跡確認ま では行わなかったため、対象から除外しました。

3点目の、18ページの②空家等の管理に関する課題の中で「周辺に著しい

悪影響を及ぼしている空家等は市内に確認されていません」という言い切った言い方をしても良いかという意見につきましては、今回の計画案において「周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等に該当する空家等は市内に確認されていません」という表記に修正しました。

4点目の、26ページの特定空家等の措置の流れの図について、行政側の流れだけでなく、空家等所有者等の抗弁などを入れた方がよいのではないかという意見につきましては、今回の計画案において、図の特定空家等に対する措置の勧告と命令の間に意見書の提出等を追記しました。

5点目の、市民へより伝わりやすい周知方法として動画を検討してはどうかという意見につきましては、計画案23ページの②空家等所有者への啓発の最後に「チラシについては、市民に分かりやすい内容とするとともに、動画等の誰にでも伝わりやすい周知方法についても検討します。」と追記しました。

6点目の、国等の補助制度について記載した方がよいのではないかという意見につきましては、計画案28ページの(7)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項に、②国・県の支援制度の活用を追加し、「国・県の空家等の除却や活用に関する補助制度その他の市の空家等対策に係る支援制度について積極的に活用していきます。」と記載しました。

以上で議題(1)の説明とさせていただきます。

松山委員

26ページの勧告のあとに意見書の提出を加えていただいたのは、私の意見で対応していただいたわけですけれども、中村先生や夛田先生の方がこのあたりに詳しいのではないかと思いまして、少なくともこのくらいまで書いておけば大丈夫かなと思うのですがいかがでしょうか。

中村委員

該当箇所はどの部分でしょうか。

松山委員

26ページの図の中に、最初は、助言、指導、勧告、命令、代執行という行 政側だけの流れを書いていたのですが、命令までいくとなると、所有者の方の 抗弁といいますか、意見書を出すという機会があるということは書いておいた 方が良いのかなと思ったことなのですが、いかがでしょうか。

中村委員

ご指摘の通りだと思います。

夛田委員

私もそのように思います。大まかな流れを書いていただければ十分だと思いますが、住民側からの視点を入れていただくことで、不必要に心配されなくてもいいのかなと。その辺は、周りの環境もありますけれども、そこに関与されている方ですとかそういったこともありますので入れていただいていいと思います。

萩原委員

これはお話合いの場を持つ形では無く、あくまでも書面で提出という形になるのですか。

松山委員

当然、助言、指導という間には、対面での話合いとか色々出てくると思いま

すが、命令を出すという、その後強制的に除却になってしまう最終段階まできていますので、例えば、実は業者と契約をしていて3週間後に壊すことになっています、そういう契約書までありますという形まであれば、命令、代執行をちょっと待とうかという、ギリギリのところになりますので、この意見書は、まだ壊したくないというレベルの物ではないのでやはり書面という形になろうかと思います。

事務局

資料3の計画案の29ページ以降が参考資料で、30ページから空家等対策の推進に関する特別措置法の条文を掲載しています。このなかで33ページの特定空家等に対する措置第14条が、こちらの表の流れに対応した条文となっています。そのなかで4項の市町村長が命令をする前にあらかじめその措置を命じようとするものに対して、意見書の提出ですとか自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされており、基本的にはこちらで意見書を提出する形になるのですが、5項で前項の通知書の交付を受けたものは、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができるということになっておりますので、意見書の提出のみならずこのような形で公開での意見を聴取という形も取ることもできるようになっております。

松山委員

それでは続きまして、議題(2)「パブリックコメント案について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題(2)「パブリックコメント案について」説明いたします。資料は右上に資料2と書かれたA4片面印刷1枚と、資料3の計画案、資料4の計画案の概要版になります。

初めに資料2をご覧ください。パブリックコメントの実施期間は令和5年1月10日(火曜日)から2月10日(金曜日)までの約1か月間、計画の閲覧場所等として、市役所1階の情報プラザと名鉄豊田線三好ケ丘駅前のカリオンハウス2階にある市民情報サービスセンター「サンネット」に計画案と概要版を設置し、市のホームページからも閲覧できるようにします。意見の提出方法は、郵送、ファクシミリ、メールまたは直接持参とし、市の広報誌1月号にお知らせ記事を掲載します。意見に対する回答につきましては、次回の第4回委員会で回答案に対する意見をいただいたのちに、パブリックコメントの結果としてホームページに掲載します。

続いて資料3をご覧ください。計画案につきましては、第2回委員会でお示しした素案に議題1で説明いたしました修正等をおこなったほかにも、内容を一部修正している点がありますので、主なものについて触れながら説明いたします。表紙をめくっていただいて、目次の下の部分に※で「この計画では、法律の表記にならい、固有名詞を除き「空き家」を「空家」と表記します。」と追加しました。一般的に空き家と表記する場合、ひらがなの「き」が入ることが多いと思われますが、空家法では「き」の入らないかたちで表記されていること、また、市の空き家バンクや空き家活用補助金といった現行の制度名に「き」が入るものはそのまま表記することから、このような説明を加えています。

1ページをご覧ください。1. 計画の概要の(1)で計画の背景と目的を記載していますが、最後の段落で、「今後の空家等の発生抑制」という部分が、素案では「今後の空家等の発生予防」という表記でしたが、国の指針で抑制という表現が使用されていることから、「発生抑制」に変更しました。(2)の計画の位置付けについては素案と変更ありません。

2ページをご覧ください。(3)計画期間、(4)対象地区、(5)対象とする 空家等の種類についても素案と同じ内容としています。

3ページと4ページは、2. 空家等の現状と課題の(1)人口・世帯の状況として、これまでの人口・世帯の推移と今後の推計について記載しています。 内容については素案と変更ありません。

5ページから7ページまでは、(2) 空家等の状況①統計データからみた空家等の状況として、住宅・土地統計調査の結果について記載しています。こちらも内容については素案と変更はありません。

続いて8ページをご覧ください。②独自調査からみた空家等の状況として、 令和2年度に実施した空家実態調査の結果について記載しています。このなか で、表3の判定状況の数値のうち、調査物件数の内訳が、素案では追跡調査2 25件、新規調査228件となっていましたが、集計に誤りがありましたので、 追跡調査226件、新規調査227件と正しい数値に訂正しました。

10ページから17ページまでは、令和2年度に実施したアンケート調査の結果について記載しています。こちらの内容については素案と変更ありません。 続いて18ページをご覧ください。(3)空家等対策上の課題として、3つの課題を記載しています。議題1で説明しましたとおり、②空家等の管理に関する課題で「周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等に該当する空家等は市内に確認されていません」と修正を行いましたが、その他については素案と変更はありません。

続いて19ページをご覧ください。3. 空家等対策の方針及び対処事項(1) 空家等対策に関する基本的な方針として、3つの方針を示しています。方針や取組の内容は素案と変更していませんが、「方針1 空家等にしない」の中で発生予防という表記を、計画の概要の部分で説明いたしましたとおり、発生抑制という表記に変更しました。22ページの取組をまとめた表においても、同様に発生抑制という表記に変更しています。

23ページをご覧ください。(2) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項として、所有者等に対する啓発などの取組について掲載しています。議題1で説明しましたとおり、②空家等所有者への啓発に動画等の周知方法についての検討を追記しましたが、その他については素案と変更ありません。

24ページをご覧ください。(3) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項として、空家等や跡地の利活用を促進するための取組について記載しています。こちらの内容については素案と変更ありません。

25ページをご覧ください。(3)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態など、空家法第2条第2項に該当する空家等への対処について記載しています。内容については、議題1で説明しましたとおり、26ページの特定空家等に対する措置の流れを示した図に意見書等の提出を追加

した他には素案と変更はありません。

27ページをご覧ください。(5)住民等からの空家等に関する相談への対応 に関する事項と(6)空家等に関する対策の実施体制に関する事項を記載して います。こちらの内容については素案と変更ありません。

28ページをご覧ください。(7) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項として、①計画の進行管理と、議題1で説明しましたとおり、②国・県の支援制度の活用について記載しています。

29ページ以降は、参考資料として空家法と本委員会委員名簿を掲載しています。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは計画の概要版の案で、計画本編の内容を4ページにまとめたものになります。本編28ページの内容を4ページにしているため、文章を図に置き換えたり、内容を省略しています。1ページ目の表紙には、計画策定の背景と目的を記載しています。

2ページ目をご覧ください。初めに計画の概要として、計画の位置付け、計画期間、対象地区、対象とする空家等の種類を記載しています。次に空家等の現状と課題として、(1)人口・世帯の状況では3区分別人口推移を、(2)空家等の状況では、住宅・土地統計調査による空家数等の推移と令和2年度に実施した空家実態調査の結果を図と表で示しています。計画本編で掲載している住宅・土地統計調査の空家の種類別状況や、令和2年度調査のアンケート結果につきましては、概要版では省略しています。

3ページ目には(3)空家等対策上の課題3点を記載し、その次に3.空家等対策の方針及び対処事項として、空家等対策に関する基本的な方針として示している3つの方針と、それぞれの取組について記載しています。

4ページ目をご覧ください。(2)所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項から(7)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項まで、それぞれの項目の記載内容を簡潔に記載しています。

以上で議題(2)の説明とさせていただきます。

富田委員

計画案22ページの1番上の市民の意識啓発というところで、ケアマネージャーとなっていますが、ケアマネジャーが正式表記になると思いますので一度ご確認いただければと思います。19ページも同様です。

上山委員

19ページから空家等対策の方針及び対処事項となっていて、初めは方針と取組みとなっていてわかるのですが、23ページからが促進に関する事項と書かれているのですけれども、ここからが対処事項になるのですか。それぞれが何々に関する事項だとぼやけてしまっていて、ここからが対処ですというのであれば対処事項と書いていただいたほうがわかりやすいと思うのですが。構成として、23ページからが対処事項ですか、それとも取組みが対処なのですか。構成が頭のなかに入ってこない。23ページ以降はどういう意図で読んでいけばいいのでしょうか。

事務局

23ページ以降のそれぞれの何々に関する事項という表記については、空家 法のなかで空家等対策計画に定めるものとすることになっているタイトルに関

してそのまま掲載をさせていただいております。19ページの頭の空家等対策 の方針及び対処事項というタイトルについては、市が独自に設定したタイトル になっているのですが、対処事項という部分がどこを示しているのか表現が分 かりにくいという所があれば、改める必要があるのではないかと思います。

上山委員

23ページからの意図としては、空家法に関連して具体的なことを記載しているのですか。

事務局

空家等対策に関する基本的な方針とその他空家法の中で定めることになっている対処事項、関する事項ということについて3のところで表しているのですが、対処事項という文言自体は特に書かれているものではないので、少し分かりにくい表現になっているかもしれません。

上山委員

それぞれの取組が対処ということでしょうか。

事務局

実際に行っていくのは取組・施策になっていくと思います。3の(1)から(7)までのことをまとめて何と表すのが一番わかりやすいのかですが。

松山委員

対処事項と言ってしまうと25ページにある「特定空家等への対処に関する 事項」の対処と言葉が重なってしまって、ちょっときつい表現にもなると思い ます。ただ、27ページの方だと「対応に関する事項」という表現が使われて いるので、3のタイトルは「方針及び対応事項」や「対応に関する事項」くら いのちょっと柔らかい表現の方がよいと思うのですがいかがでしょうか。

夛田委員

大きなくくりでいくと、(1) が3のタイトルのうち空家等対策の方針ということに該当して、その後の(2) から(7) までをまとめる表記で何があるかですよね。

事務局

取組み事項という表現だとおかしいでしょうか。

夛田委員

(4) だけがなんとなく毛色が違う様な気がします。他は取組みとか対応とかなので、(4) を入れて何かよい言葉があればいいのですが。

上山委員

方針と取組みが強調されたレイアウトになっているので、取組みがタイトルにないのはちょっと違和感があるのかなと思います。多分レイアウトの問題ですよね。取組みとあるのにタイトルでは対処事項となっていて、どこから対処なのだろうとなってしまうので、タイトルに取組みを入れた方がよいのかと思います。

事務局

空家等対策の方針及び取組みなどに関する事項と少し曖昧にするのはどうで しょうか。

上山委員

その方がすっきりするような気がします。

事務局

3のなかで(4)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項だけが少し毛色が違うのと(7)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項というのが計画の最後に出てくる内容なので、(4)と(7)を除いたような形で空家等対策の方針及び取組み事項と示して、4で「特定空家等に対する措置」、5で「その他空家等に関する対策」という形にすると今の構成よりわかりやすくなるかと思うのですがいかがでしょうか。

松山委員

そういう方向でよいかと私としては思います。

谷田委員

市民がこの冊子を見た時の印象としては、19ページに「市民への意識啓発」から「相談窓口の充実」というように書いておられて、ここを見てなるほどということで後ろを見ていくと、27ページにまた住民からの相談への対応ということが出てくるのですね。2か所に分けて書かれている意味はどういうことかなと思うのですが、最初から19ページの取組み1の方で全部書いた方が分かりやすいと思うのですけれど。二重になっているので市民がどういうふうに理解していいのかわからないのではという気がします。

事務局

空家等対策計画の構成としては、参考資料の31ページの第6条第2項に次に掲げる事項を定めるものとするとされているものを記載するようなかたちになっていて、3(1)「空家等対策の基本的な方針」というところが第2項第1号の基本的な方針を定めるという所を示しております。(2)以降が第4号の「所有者等の空家等の適切な管理の促進に関する事項」から順番に記載する形になっていまして、基本的な方針の中で方針だけを示しても具体的にどういうことをやっていくか見えないと思うので、今は取り組みという形でこのようなことをやっていきますということを表している状況になっています。ですので、委員のおっしゃったように同じ内容の項目が2回出てくるという形になっていまして、ある意味では内容が重複しているものとなっています。

松山委員

市民の方は、計画全部を目にするというよりも概要版の方で分かりやすくという形で、方針というものをひとつのくくりで表して、具体的な取り組みについて次のページにあるこの形で説明すればわかりやすいのではないかと思います。

松山委員

(7)のPDCAサイクルの関係で、計画が策定されて10年経ったら検証評価をするという形になりますので、その段階で決めればいいのかもしれないのですけれど、どういった項目でチェックをしようとしているのかということを、今のうちから考えておいて明記していくのか、考えるけどそれはまだ先のことなので計画には載せないという方向で行くのか、その辺りを事務局はどう考えていらっしゃいますか。

事務局

先生がおっしゃるように、どうやって評価するのか検証するのかは考えなければいけないことなのですが、計画の中にそこまで落とし込むということでは

なく、基本的な方針の中で定めている取組みについて実施できているのかどうかですとか、実態に合っているのかという所を検証して行くような形になると思いますので、今のところ、計画案にそこまで載せる予定はしていないです。

上山委員

前回聞こうと思っていたのですけれども、資料3の8ページのところで、アンケート調査で「うちは空家ではないですよ」と回答があったものは空家ではないと判定されているのですが、水道の閉栓状況とかでは空家と疑われるけれども、本人としては時々帰る、または倉庫に使っているので空家ではないと回答したらスルーになっているのですが、このなかで例えば老朽化した空家がある場合は大丈夫なのですか。これが出ることによってアンケートが来ても「空家ではない」と言えば対象にならないと誤解されても困るので。

事務局

令和2年度に実施した空家調査の中では、現地調査の調査内容に係わらず、アンケートの中で空家でないと回答があったものについてはこの調査の中の集計では空家から完全に除いてしまっています。ただ、委員がおっしゃったように本人が空家ではないと言われたとしても、実際の使用状態として空家法のなかでは空家等に該当してなおかつそれが周辺に危険を及ぼすという様なことであるとするのであれば、本人の意思とは別に当然市の方で対応していかなければならないと思いますので、今後の空家に関する対策のなかでは切り離して考えて行く必要があると思います。

上山委員

ここで空家ではないと回答のあったものを除いて空家と判定しましたと書いているので、これを明示しない方が逆にいいのではないかと。これがなくても 違和感はないと思います。注意をされた方がいいのかなと感じました。

中村委員

18ページ以降で、所有者と所有者等を法令に基づいて使い分けされていると思うのですが、所有者等には所有者と管理者が含まれると思うのですが、その定義づけがないものと思われるのと、後は逆に管理者も管理責任を負うことについて意識づけをさせるために、所有者等の所を所有者・管理者に置き換えるか、あるいは先程の定義づけを行うかどちらかがよろしいと思います。

事務局

最初に所有者・管理者が出た時に、以下所有者等といいますと記載し、後は 所有者等という様な形で記載するように定義づけするということでよろしいで しょうか。

中村委員

または管理者にも意識づけさせるために、あえて所有者等の所はすべて所有者・管理者と記載するかです。

上山委員

例えば、相続したものを名義替えしていなくても管理者は子供なのですよね。 自分の名義にはなっていないけれども相続物件の子供は管理者になっているの ですよね。

中村委員

名義は前の所有者のままであっても相続していれば所有者になります。

増岡委員

相続放棄した場合は所有者でも管理者でもなくなります。

中村委員

所有者が実在する場合でも、所有者が遠方に住む場合に管理者がいらっしゃって管理している方は、その方が管理者になります。

萩原委員

19ページの③の相談窓口の充実ということで、関係団体とも協力・連携し、相談窓口を充実させますとあり、21ページの空家等の流通支援や空家等の跡地の流通支援ということで、不動産業界団体などの関係団体と連携とあります。また、27ページに建築や不動産などの団体と連携とあるわけですけど、不動産団体というのはどこまで指しているのですか。どういう団体という形でとらえたらよろしいでしょうか。例えば、ここにお見えになられる愛知県宅地建物取引業協会や、うちの全日本不動産協会という考え方でよろしいのでしょうか。

事務局

そのような考えでよろしいです。

萩原委員

今後、そういった協定を結ばせていただくということで考えさせていただけ ればよろしいでしょうか。

事務局

はい。この計画が定まったなかで改めて検討させていただきたいと思います。

松山委員

不動産業界団体などという形で、今日お越しいただいている愛知県弁護士会さんや司法書士会さんなどにも協力いただくという所が出てくるかなと思いますし、弁護士会さんも必ずしもみよし市でやるとは限らないけれども、愛知県下で空家に関するシンポジウムを開いたりということもやられておられますので、そういったものもみんな含んでいるという様な形で、そのなかでも中心となるのが特に流通だと宅建業界さんとかその辺りの人に中心になってもらいたいということで不動産業界団体などという表現にしている、という解釈でよろしいですよね。

事務局

はい。

谷田委員

誰も住んでいなくてボロボロで朽ち果てているものが空家というイメージなのですが、新しい物件でも朽ち果てていない物件でも誰も住んでいなければ空家という定義でよろしかったでしょうか。

事務局

空家法のなかで空家の定義については、使用されていないことが常態であるものとされておりまして、常態というのがどのくらいというのは法律のなかにはないのですが、国がおおむね1年くらいという期間を示しているので、建物が朽ち果てているかということや古い新しいに限らず概ね1年くらい使われていないものは、この法律で言うところの空家ということになります。そのなかで空家となっている事情は様々だと思いますので、例えばみよし市ですと、海外転勤で数年間不在という場合でも住んでいなければ空家となりますし、それ

を親戚の方が管理されているとか、たまに帰ってこられて自分で管理しているのは特に問題のないことだと思います。ただ、古い空家がずっと管理されていない状況になると、近隣に対してトラブルを起こすことになるかもしれないので対応しなければいけないということになります。

谷田委員

先程、先生が言われたように、実態が空家なのに所有者が「うちは空家ではないです」と言ったら、空家ではないと分類されるということですよね。

事務局

実際には空家法を適用させていくとなった場合には、ある程度そのなかで本人の意見だけでなく、色々な調査を行い実際の使用状態を確かめたうえで空家と認めていくことになります。8ページの空家ではないという判定のことですが、これにつきましては市がこういう考え方で調査をしたというフローを表しているものであって、今後このフローに基づいて空家を特定するというものではありません。これは今回の数字を出す根拠となったフローを書いてあるのであり、当然今後の空家に対しての調査というものは1年以上未使用、住んでいないという所をしっかり調査していくということになりますので、8ページの表記としてはこのままでお願いしたいと思っております。

谷田委員

行政区の方では、誰も住んでいないという手がかりとして、郵便受けに郵便物が溜まりきっているかどうかとか、電気のメーターが回っているかどうかとかを見て、ここは多分空家ではないかなと思っているのですが、そういう様な調査ということで理解してよろしいでしょうか。

事務局

外観調査のなかで、郵便ポストの状況ですとか電気の使用状況ですとかは、 1つの判断材料になると思いますので、それらを含めた上で判断します。それ 以上の調査が必要な場合、立ち入り調査も法のなかで行えるようになっていま すので、当然その時は所有者に対して事前に通知をするという手順もあります が、必要な調査は行えるようになっています。

事務局

先ほどの話に戻ってしまいますが、3の章立てに関しては、1つの案としてご説明させていただいた通り、3としては空家法対策の方針及び取組み事項という形で、25ページ(4)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項と、28ページ(7)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項、この2つを除いて章立てを行い、4として特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項とし、5としてその他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項という形の構成に整理します。また、所有者等につきましては、管理者が含まれるものにつきましては、所有者・管理者という形で併記するようにします。

中村委員

表記の問題ですけど、みよし市のことを本市と表現したり市と表現したり混在しているなかで、28ページの支援制度の活用の「その他の市」の市に関しては、本市と書いておかないと他の自治体の支援制度を利用できるのかという誤解を招きかねないので、訂正していただければと思いました。また、市のホ

ームページなどというように24ページの①にも市という言葉がありますが、 本市で統一できるのであれば統一していただければと思います。

松山委員

事務局の方で今意見が出されたところを修正いただきたいと思います。それ については委員の皆様にご確認いただくのか、あるいは微修正ということで座 長に一任という形にするのか、どちらがよろしいでしょうか。

(座長一任とすることに決定)

松山委員

それでは、事務局と座長でしっかり詰めさせていただくという形でパブリックコメント案を完成させるということで進めていきたいと思います。

松山委員

それでは、議題につきましてはこれで終了となりますので、事務局に進行を お返しします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、その他として事務局から事務連絡を いたします。

事務局

委員の皆様に次回委員会の予定を案内させていただきます。パブリックコメント実施期間終了後に提出意見の内容の取りまとめ及び回答案を作成し、2月下旬から3月上旬頃に最後となります第4回委員会を開催いたします。後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局から連絡は以上です。

事務局

それでは、本日いただいた意見を踏まえて、パブリックコメントを実施して まいります。

以上をもちまして、第3回みよし市空家等対策計画策定委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会